

船舶事故調査報告書

平成27年3月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成26年9月5日 10時50分ごろ
発生場所	京浜港横浜第3区 横浜大黒防波堤東灯台から真方位149°500m付近 （概位 北緯35°27.17′ 東経139°42.59′）
事故調査の経過	平成26年9月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{ほんせい} 番政丸、4.88トン KN3-11926（漁船登録番号）、個人所有 10.70m（Lr）×2.70m×0.77m、FRP ディーゼル機関、73.55kW、昭和57年3月23日 第235-37180号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年3月12日 免許証交付日 平成24年2月1日 （平成29年3月3日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機及び航海計器等に濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、京浜港横浜第3区において、底引き網の操業中、網が根掛かりしたので、主機を中立状態にした後、ウインチで引き網を巻き取る作業を開始した。 船長は、網が船尾端直下に緊張する状態となった頃、近くで底引き網漁を終えた僚船（総トン数4.9トン、ディーゼル機関77.20kW）に対し、支援を要請し、接近した僚船の船尾に本船の船首部のたつに掛けた直径約30mm、長さ約30mの合成繊維製ロープを渡し、けん引開始を連絡した。 船長は、僚船のけん引に合わせて主機を全速力前進としたところ、本船が左に旋回して左傾斜を始め、傾斜を止めようと右舵を取ったものの、傾斜が止まらず、A船の主機を停止するとともにけん引中止を僚船に伝えた。

	<p>本船は、左舷側への傾斜が更に増して海水が左舷のブルワークを越える状況となり、平成26年9月5日10時50分ごろ、船長が海へ飛び込んだのと同時に左舷側に大きく傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、僚船に救助され、神奈川県横浜市本牧漁港に帰港した。</p> <p>本船は、その後、作業船に引き起こされ、漁業協同組合所属の漁船により本牧漁港にえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約6.4m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、波高 約0.4m</p>
その他の事項	<p>海図W66（横浜）によれば、本事故発生場所付近の水深は16～18mである。</p> <p>本船は、これまでえい網中に根掛かりした場所を僚船同士で共有し、GPSプロッター上に入力していたが、本事故発生場所には、入力したデータがなかった。</p> <p>船長は、ふだん、えい網を行う際、船尾甲板中央部のアイプレートに取り付けた長さ約70cmの鎖を股綱先端に掛けて網の左右舷への移動防止を図っていたが、本事故時、股綱が滑車付近にまで吊り上げられていたので、同鎖を股綱先端に掛けることができなかった。</p> <p>船長は、根掛かりした方向と反対方向に本船と僚船で引けば、簡単に根掛かりから離脱できると思った。</p> <p>船長は、本事故時、遠隔操舵に切り替えていたことを忘れていて、本事故後、遠隔操舵のダイヤルで左舵約10°が取られていたことを知った。</p> <p>船長は、約35年間の乗船経験があり、本事故時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、京浜港横浜第3区において、根掛かりからの離脱作業を行う際、船長が適切に緊張する網の方向を確認せずに主機を全速力前進にかけるとともにけん引を開始したことから、網が左舷下方向に緊張して左舷側に船体傾斜し、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、船尾端直下に緊張した網があったことから、左右舷に移動することはないと思い、主機を全速力前進にかけるとともにけん引を開始したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、京浜港横浜第3区において、根掛かりからの離脱作業を行う際、船長が適切に緊張する網の方向を確認せずに主機を全速力前進にかけるとともにけん引を開始したため、網が左舷下方向に緊張して左舷側に船体傾斜し、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操業中、根掛かりから離脱するため、他船にけん引を依頼する場合には、網の方向、舵の状態、機関の使用などについて、十分に検討の上で、打合せを行ってからけん引すること。・ 操業中、根掛かりした場合は、漁網を切断するなどして自力で離脱することを優先的に検討すること。
-----------	--